

行 動 計 画

仕事と子育て～家庭生活を両立することができる働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

令和6年11月1日 ～ 令和9年10月31日（3年間）

2、内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。

<対 策>

- 令和6年11月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 令和7年9月～社内検討委員会で取得方法等の検討開始
- 令和8年4月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定、実施する。

目標2：令和8年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対 策>

- 令和7年1月～所定外労働の現状を把握
- 令和8年1月～社内検討委員会での実施方法の検討開始
- 令和8年4月～ノー残業デーの実施
管理職への研修及び社内掲示板などによる社員への周知

目標3：令和8年5月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対 策>

- 令和7年5月～社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年5月～制度の導入、社内掲示板などによる社員への周知

以 上